

府中第五小学校いじめ防止対策基本方針

《ダイジェスト版》

【いじめ防止対策推進法（以下推進法という）の
主旨に基づいて作成しています】

Q1 いじめとはどのような行為ですか

A1 いじめの定義は以下の通りです。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第二条）

児童が学校生活の中で、友達との関わり合いから生じる日常的な衝突は、児童の社会性を伸ばすプロセスでもあります。友達同士の自然なぶつかり合いから、問題の解決を通して、相手の気持ちを考える力を身に付け、よりよい人間関係をつくることができます。

しかし、友達との相性や趣向の相違、また友達へのねたみや嫉妬等の感情から、友達を非難し、心身を傷つける行為に発展する場合は、いじめとなります。これは、人権尊重の精神からも許されません。

具体的には、悪口や陰口、集団でのからかいや仲間はずしは、相手の心を苦しめるものです。相手が苦痛に感じていたら、それらは全て教育課題としてのいじめになります。また、それらの行為がインターネットや携帯電話等で行われる場合もいじめになります。いじめは絶対にしてはいけません。（推進法第四条）

Q2 基本方針の理念とは何ですか

A2 いじめが、いじめを受けた児童の心身へ大きな影響を与えてしまうことや、いじめが人間の心の問題であり、どの児童やどの学級にも起こりうる行為であることの認識に立って、いじめ防止のための取組を学校や地域、家庭その他の関係諸機関が連携して進めることを目的として作ったものです。

本校の全ての児童が、いじめを行わず、またいじめがあることを知っていながら傍観することがないようにするため、「いじめ防止対策推進法」の主旨を踏まえて、いじめ防止のための基本方針を作りました。

※いじめ防止対策基本方針といじめ防止対策基本方針《ダイジェスト版》はホームページでもご覧になれます。

Q3 基本方針の主な内容は何ですか

A3 大きく3つの視点について対策を考えています。

① いじめがおこらないようにするために

- 豊かな情操と道徳心の育成を図ります。
自己肯定感を高め、心の通う交流活動を推進することがいじめの防止につながると考え、人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- 週1回道徳授業で人権尊重の精神を高めます。
- いじめに関する授業を年間3回以上実施し、いじめを許さない集団をつくります。
- 分かる喜びや達成感を味わう授業を行い、自己肯定感を高めます。
- 全校朝会で児童の人権意識を高揚させます。
- 朝の会、帰りの会で心を耕す講話を実施します。
- たてわり班活動で自分に自信をもたせます。
- 教職員の研修を年間3回実施します。
- 保護者・地域への啓発と意識の高揚を図ります。

② いじめの早期発見・早期対応のために

- いじめ問題の発見へ計画的に取り組みます。
日頃より児童の様子を見守り、同じ時間を共有しながら、いじめにつながる芽を早期に発見します。発見した事案は校内の組織で対応策を考え、今後のことについて保護者との連携を図ります。
- 年間3回児童にアンケートを実施します。
(6月11月2月のふれあい月間に実施)
- 担任が年間1回以上児童と面接を行います。
- いじめにかかわる相談ができる体制をつくります。
- 学年会や職員会で情報を迅速に把握します。

③ いじめがおきてしまった時のために

- 校内において組織的に対応します。
いじめ防止対策委員会を開き、事案について情報収集・対応の方法・連携機関の調整などを複数で対応します。
- 校長・副校長・担任・各主任・養護教諭・特別支援コーディネーター及び必要に応じてスクールカウンセラーで対応に当たります。
- 保護者への連絡を確実にし、いじめを受けた児童と保護者に対する支援及びいじめを行った児童と保護者に対する指導助言を継続して行います。
- スクールカウンセラーを活用し、児童や保護者、教員からの相談や精神的ケア等に応じます。
- 重大事態時は、警察署と連携して対処します。

保護者・地域の皆様へ

いじめをしない正しい心を育むためには、努力が認められ心が満たされる経験が大切です。自己肯定感の高い子は、自分や家族、友達や地域を大切にします。家庭でのお手伝いや地域活動等を通して、子供たちに励ましの言葉かけをお願いいたします。